鹿屋市商品開発支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内で生産される農林水産物の付加価値を高め、消費者及び実需者が求める食品の商品開発及び品質向上（以下「商品開発等」という。）に取り組む者に対し、予算の範囲内において鹿屋市商品開発支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商品開発支援事業　市内で生産される農林水産物の付加価値を高め、消費者及び実需者が求める食品の商品開発等に取り組む者を支援する事業をいう。

(2) 支援プログラム　商品開発支援事業において市が実施する商品開発等に関する専門家の個別相談等をいう。

(3) 事前相談　支援プログラムを受講するに当たって、事前に市と相談することをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人若しくは団体であること。

(2) 市内で生産される農林水産物を活用して食品の商品開発等に取り組んでいること。

(3) 市税の滞納がないこと。

(4) 事前相談を受け、支援プログラムを受講していること。

(5) 過去に鹿屋市売れる商品づくり応援事業補助金の交付を受けていないこと。

２　市長は、市長が別に定める募集要項及び募集の期間を公表し、事前相談を受ける者を公募する。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市

内で生産された農林水産物を活用した商品開発等に係る事業で、国、県その他公共団体から補助を受けていない、又は受ける見込みのない事業とする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費で、次の表のとおりとする。

区分	内容
原材料費	商品開発等に資する商品の試作に係る原材料等の購入に要する経費
備品購入費	商品開発等に必要な加工機械等の購入に要する経費（ただし、補助対象経費の３分の２以内で、かつ、20万円を上限とする。）
消耗品費	商品開発等に資する商品の試作に必要な調理用品等の購入に要する経費（ただし、販売目的の包装資材やパッケージ等の購入、印刷等は除く。）
通信運搬費	送料、切手代等に要する経費
使用料及び賃借料	商品開発等に必要な加工機械又は加工施設のリース、レンタル等に要する経費
委託料	パッケージデザイン、商品開発等のための加工、成分分析等の委託に要する経費（ただし、補助事業の全てを委託するものは対象外とする。）
旅費	研修会参加等に係る交通費及び宿泊費に要する経費
その他	市長が特に必要と認める経費

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内で予算で定める額以内とし、その額は、30万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、規則第４条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 鹿屋市商品開発支援事業計画書（別記第１号様式）

(2) 市内に住所があることを証明できる書類（定款、登記事項証明書等）

(3) 補助対象経費の内容及び金額を確認できる書類

(4) 収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定通知）

第８条　市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、規則第５条により申請者に通知する。

（補助金交付の条件）

第９条　規則第５条第２項に規定する補助金の交付決定に付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の実施に当たっては、規則及びこの要綱を遵守すること。

(2) 補助金を目的以外に使用しないこと。

(3) 補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して２年間、鹿屋市商品開発支援事業に伴う状況報告書（別記第２号様式）を１年度ごとに補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）における決算月の翌々月末日までに市長に提出すること。

（実績報告）

第10条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の３月31日のいずれか早い日までに、規則第14条に規定する事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 鹿屋市商品開発支援事業実績書（別記第３号様式）

(2) 補助対象経費の内容及び金額を確認できる書類

(3) 商品開発等した商品の写真

(4) 収支精算書

(5) その他市長が必要と認める書類

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別記

第１号様式（第７条関係）

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

住所

氏名

鹿屋市商品開発支援事業計画書

１　企業等概要

区　　分	内　　容
業　　種	
年間売上高	
事業内容	
販売・生産品目	
主な販路・取引先	
実店舗の概要（実店舗がある場合に記載してください。）	店舗名：
	所在地：
ＥＣサイトの有無（ＥＣサイトがある場合は、ＵＲＬを記載してください。）	

２　事業の概要

(1) 商品開発等したい商品

(2) 商品開発等に至る背景・必要性（取組の経緯、目的等を簡潔に記載）

３　市場環境の分析

(1) 市場性（想定される市場、市場におけるニーズ、将来性、利用シーン等）

(2) ターゲット（販売したい客層の性別・年齢層・所得層等）

(3) 競合先（想定される具体的な競合相手、既存の類似商品とその価格帯等）

４　上記３を踏まえた商品開発等の構想

(1) 開発商品等の特徴（商品説明、競合相手との差別化ポイント等）

(2) 事業の内容・実施方法（何を、どのようにしたいのかを具体的に記載）

(3) 事業スケジュール

時　期	実施内容

5　本事業に係る資金計画

(1) 経費明細　（単位：円）

区　　分	内　　容	金　　額
原　材　料　費		
備　品　購　入　費		
消　耗　品　費		
通　信　運　搬　費		
使用料及び賃借料		
委　　託　　料		
旅　　費		
そ　　の　　他		
合　計		

(2) 経費配分　（単位：円）

総事業費	負担区分		
(a)+(b)+(c)	市費補助(a)	自己負担(b)	その他(c)

6　売上・利益等の計画　（単位：円）

項　目	１年目 （ 年 月～ 年 月）	２年目 （ 年 月～ 年 月）	３年目 （ 年 月～ 年 月）
(a) 売上高			
(b) 売上原価			
(c) 売上総利益 ((a)－(b))			
売上高積算根拠 ※売上高の具体的な根拠を記載 (例:1,000円×100個×12か月 ＝1,200,000円)			

7　売上達成のための具体的な取組（販売方法、販売先の業態・地域、アプローチ方法、ＰＲ方法等）

8　事業完了（予定）年月日

年　　月　　日

9　添付書類

(1) 市内に住所があることを証明できる書類（定款、登記事項証明書等）

(2) 補助対象経費の内容を確認できる書類

第２号様式（第９条関係）

年　　月　　日

鹿屋市長　　様

住所

氏名

年度鹿屋市商品開発支援事業に伴う状況報告書

鹿屋市商品開発支援事業補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　売上状況

【集計期間】　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

商品名	売上高（円）	取引先

注　対象商品が複数ある場合は、それぞれ記入してください。

２　購入備品の利用状況

備品名：	
チェック項目	利用状況
(1) 手続なしに処分していないか。	
(2) 手続なしに改造、移設していないか。	
(3) 遊休化していないか。	
(4) 計画どおりの利用がなされているか。	

注　利用状況の記入法：適正（問題なし）「○」　不適正（問題あり）「×」

該当しない事項「－」

第３号様式（第10条関係）

鹿屋市商品開発支援事業実績書

１　事業の概要

(1) 商品開発等した商品

(2) 開発商品等の特徴（商品説明、競合相手との差別化ポイント　等）

(3) 事業の内容・実施実績（事業の取組内容を具体的に記載）

(4) 事業スケジュール

時　期	実施内容

２　本事業に係る資金計画の実績

(1) 経費明細　（単位：円）

区　　分	内　容	金　額
原　材　料　費		
備 品 購 入 費		
消　耗　品　費		
通 信 運 搬 費		
使用料及び賃借料		
委　　託　　料		
旅　　費		
そ　の　他		
合　計		

(2)経費配分　　（単位：円）

総事業費 (a)+(b)+(c)	負担区分		
	市費補助(a)	自己負担(b)	その他(c)

3　売上・利益等の計画　　（単位：円）

項　目	１年目 （ 年 月～ 年 月）	２年目 （ 年 月～ 年 月）	３年目 （ 年 月～ 年 月）
(a) 売上高			
(b) 売上原価			
(c) 売上総利益 ((a)−(b))			
売上高積算根拠 ※売上高の具体的な根拠を記載 （例:1,000円×100個×12か月＝1,200,000円）			

4　売上達成のための具体的な取組（販売方法、販売先の業態・地域、アプローチ方法、ＰＲ方法等）

5　事業完了年月日

年　　月　　日

6　添付書類

(1) 補助対象経費の内容を確認できる書類

(2) 商品開発等した商品の写真

(3) その他市長が必要と認める書類